

専 決 処 分 書

伊丹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年4月17日

伊丹市長 藤原 保 幸

伊丹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第２４号）

伊丹市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年伊丹市条例第３号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給申請の受付）

第３条 第２条に規定する事務のほか，市は広域連合条例附則第５条第１項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の事務及びこれに付随する事務を行うものとする。

付 則

この条例は，令和２年５月１日から施行する。